

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和4年8月23日(火) 午後2時50分～午後4時02分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 4番 杉浦 浩一、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈

オブザーバー

議長（12番）鈴木 勝彦、 副議長（2番）神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 総括質疑の通告制の運用について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 総括質疑の通告制の運用について

委員長 前回の議会改革特別委員会において、令和4年12月定例会で、総括質疑の通告制を試験的に導入することを決定いたしました。

今回の議会改革特別委員会では、その試験的導入に向けての運用ルールについての協議をお願いいたします。

以前、市政クラブさんから御提出いただいたものを参考に、各会派で運用ルールについて御検討いただき、大方の会派からそれぞれ案を提出をいただきました。御協力ありがとうございました。

各会派から御提出いただきました案については、事前にタブレットに載せておりますので、既に御確認をいただいていることと思います。

まず、各会派から御提出いただきました案について、補足説明等がございましたらお願いをいたします。

意(10) 私どもから出させていただいている運用方法で、市政クラブの当初

案というところですけど、区分のところでは通告書の提出及び一番下のその他の欄がちょっと空欄になってたもんですから、今回改めて入れさせていただきました。通告書提出については、一般質問と同じく、本人が持参することを原則とし、ただし、同一会派者による持参も可能とする。それから一番下のその他については、通告制ということになれば、通告する前に事務局並びに担当部局に確認の上、提出するというのを、一応、改めて追加させていただきました。

議長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） 通告書の提出がちょっと欄が書いてなかったんですけど、これも、本人が事務局のほうに一応提出するというので。

委員長 共産党さんは提出がありませんでしたので、次に、青政会さん、柴田耕一委員。

意（6） 私はこのままでいいと。僕は、こういった形で市政クラブとは若干ちょっと受付の日がちですか、そこら辺が違うということで、定例会の第1日目を私は2日目の前日の午前中ということでさせていただきました。

あとはほとんど一緒だと思いますけれど、ただ、事務局の負担をなるべく少なくするというので、通告者自体が要するに担当課と部局へ質疑事項を提出するというのでございます。あとは、ほとんど一緒だと思っております。

それと、あと決算だとか当初は、質疑事項が多い。多部局にわたるため、事務局へある程度まとめて通告するというので書きました。

以上です。

委員長 次に、高志クラブさん。

意（5） 基本、記載のとおりですが、通告書提出のところ、ちょっと具体性に欠けてるんで、このところは市政クラブの案でお願いいたします。

委員長 その次が、新政会さんも提出がございませんでしたので、次に高浜市民の会さん。

意（16） まずもってですね、この運用方法についての表が、前々回、市政クラブさんのほうから一応、提出はされてるんですけど、そのことについては前回も前々回も会議録を見る限りでは、こういう運用方法について事前に提出するっていうことについては、皆さんで決めていないと思うんですよ。

やはりそれは、こうやって決めてきますよっていうのをやってから次の時まで書いてきましょうっていうふうに決めていかないと、いきなり何か書いてくださいっていうか何も決まってない中でいきなりこういう表を記入してくださいっていうのは、ちょっと今後の運営上問題があるのかなと思っております。

その上で一応、私記入したんですけど、通告書の提出につきましては、やはりですね、なかなか今コロナとかいうこともありますので、できるだけ皆さんがもし濃厚接触者とかいろいろなって、市役所に登庁できなくても、もし当日、出席できるようであれば、それはやはり議論に参加する以上は皆さん参加してしっかり議論できるように通告書の提出については、もう持参とかではなくて、例えばメールなり、それからラインなり、そういう方法で自由に通告書が提出できるようにすべきかなと思っております。

以上です。

委員長 次に、清風会さん、長谷川広昌委員。

意（7） 補足で、通告書の提出というところ記載がなかったの。

ここは、本人が持参ということでお願いします。無通告者の発言のところ、やっぱり、せっかく通告制をやるんだったら、無通告者については基本的には発言できないのほうは私としてはいいのかなと思います。

委員長 ただいま各会派より、提出していただいた案に対して補足の説明等をいただきましたけれども、それぞれの案について御意見があれば、ここをもう少し詳しく聞きたいとか、そういったところがあれば御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それぞれの会派から出されたものについては御理解されたということでしょうか。

意 見 な し

委員長 それでは、先ほど、倉田委員のほうから言われましたけれども、基本的に月に一回程度の委員会を開催していくということでやってるんですけども、その度に一つずつ、こういう皆さん方から意見を出していただくっていう

のは、非常に効率性に欠けるということにもなりますし、委員会自体も何らかの会議がある、皆さんが登庁した時にくっつけて行うという形をとるようにしてきてます。

ですから、今回も、事務局のほうにお願いをして各会派からどのような考え方でやっていくのかということで、例えば、市政クラブさんから出されたものだけを使っていけば、これが良い悪いという話にしかなくなっていかないものですから、ですからそれぞれの皆さん方の考え方を出していただいたということで御理解をいただきたいと思います。

それから、次に、一つ、この決まり事というんですかね、基本的な考え方を私のほうからちょっとお伝えをしたいんですけれども。

まず、通告制における通告というものは、誰に向けてするのかということを考えて、一般質問で言うのであれば議長なんですね。議長の代わりに事務局が聞き取りをするという形をとってずっとやってきておるんです、これ議会ですから。

ですから今回この総括質疑における通告も議長に通告をすると。総括で質問をしますよということで、議長に通告するっていう考え方をそのまま使っていくべきだというふうに私は思っておりますけれども、これについては皆さん、異論はありませんでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。

それでは議長に対しての通告ということ、再度、認識をしていただいて、それでもって、通告書の提出っていうのは、これ当然、通告書という形で提出をしなければ議長もしくは事務局のほうで混乱をするということになると思いますので、やはり文書で出したほうがいいのではないかなということをお考えですが、これについてはいかがでしょうか。

意(15) 先ほども意見出ましたが、コロナにかかって市役所に登庁できないような場合がありますよね。私もこの時ちょっと調子悪くて医者行ったりいろ

いろしてて、うっかりしてたんですが、そうやって、どうしても登庁できないような場合に、だから、ファクスなんかで事務局に出すと。本人がどうしても行かなきゃいけないというふうになると、病気なんかで出れない場合に非常に困りますので、そういう面はきちんとそういう・・・。

「病気だったら質疑なんかできへんじゃん。」と発声するものあり。

委員長 内藤委員、よろしいですかね。

今、内藤委員さんの言われることでいうと、一般質問の通告でも一緒ですよ、討論の通告でも。

だからそうすると、結局全体的にこれは見直したほうがいいんじゃないのって話になりますから、だから基本的なルールとしては、ファクスでもいいんじゃないかとかメールでもいいんじゃないかとかっていう話ではなくって、結局、通告書を提出するというのをきちんとここで決めておかないと。

そうすると、今言ったように、例えば一般質問だとか討論だとかも通告で、本人が来て出すわけじゃないんですか、通告書を。

その時も、今、内藤委員の言われた理論でいうと、本人が来れない時には困るじゃないかということであれば、一般質問でも討論通告でも同じ話ですから、全体的にこれ見直しましょうと言っても、これ議会運営委員会のほうでやっていただくような話になると思うんですよ。

だから基本的には、御本人が通告書を提出するということがいいと思うんですけども、どうでしょうか。

意(16) 私はやっぱりちょっと一般質問とかとは違うと思ってるものですから。一般質問はどんな議題が出てくるかわからないんですけど、結局これ総括質疑っていうのは、当局から出た議案について質問するわけですから、当局はきちんとそれなりの対処をされてると思うんですね。

そういう中で、私はやはりですね、こういうとこ問題だからどうなのかなっていうことで、今まででも議会でいきなり質問するのではなくて担当職員と話とかもしてきたわけなので、今回こうやって決められると、一回文書を書きま

す、議長に出します、議長から事務局に行って事務局が担当に行って担当が何かあれば聞くっていう形になると、すごく何か手間になるし、私は、それよりも直接ですね、先ほど議長という話もあったんですけど、私はやはり直接担当なり何なりと口頭でも文書でもメモでも何でも、こういう質問したいんだけどっていうことを直接担当と話をして、水面下で、そこで担当と話せばいいのかなと思うんですけど。

委員長 その件は先ほど決定されたじゃないですか。

意 (16) ごめんなさい、私やっぱりちょっとさっきの意見には反対します。

「決定されたことをそんな、ルールで・・・。」と発声するものあり。

委員長 基本的に、議会における通告ってのは議長に通告するんですよ。

ですからそれで皆さんも先ほど御納得されたんですよ。

「議事進行。」と発声するものあり。

意 (16) もともと私通告は必要ないと思ってますし、もしやるのであれば、私はそこまでやる必要がないということで意見を申し上げておりますので。ですので文書とか何かきちっとした形とか、それを議長に出すっていうことではなくて、担当と話をして通告すればいいという意見でお願いします。

委員長 普段から、結構文書でって言われるじゃないですか、御自身が。

今回、通告制を 12 月定例会から試験的にやっていきたいと思いますということを決めましたよね。

だったらきちんとしたルールを作っていないといけないから、考えられるような項目を事務局のほうに出していただいて、それについて皆さん方の考え方を今回提出していただいたわけじゃないですか。

だから、もともとこう思ってないから、こういうことやる必要がないからというようなことをここで何度も何度も言われてもですね、それはそこに戻すわけにはいかないもんですから、この中でどういうふうなやり方が最もいいんだ

ろうかということを考えていただきたいと思います。

そもそも議会改革のテーマでこれを取り上げるっていうのは、聞いている皆さん方にわかりやすい議論を示したいということで、こういうのに取り組んだらどうだろうかというところから入ったわけですので、試験的にやってみて、これやる意味はあまりないとか効果がないなんてことであればやめればいいんじゃないですか。

意（16） ですから私は西尾市のように、別にきちんと書面ではなくて、通告したほうがいいなと思う議員がやればいいし、その中で、口頭でもどんな形でもそれぞれの議員のやり方でやればいいんじゃないですかっていう意見を言ってるだけの話です。

「議事進行。」と発声するものあり。

意（9） すいません、16番議員さんの言われることも分かるは分かるんですけども、それを言ってみえる方の質疑を聞いてると、普通に当局に確認を窓口でできるようなことまで質疑で出したりというようなことがありますので、そこら辺が非常に、議会においても委員会においても議事の進行の妨げになってるっていうのもありますので、意見は意見として聞きいておいて、この委員会もしっかりと議事進行を進めていただきたいなというふうに思います。

委員長 それでは、改めて、もう一度、皆さん方にお聞きしますけれども、通告書の提出は、議長宛ての通告書を提出するというところでよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「私は反対します。」と発声するものあり。

委員長 では、賛成多数で通告書の提出をするということで、先ほど内藤委員が言われたことに関しては、これはほかの通告に関しても関わることで、それは議会運営委員会のほうに、逆に提案をしていただいて、例えばコロナが

始まって三年にもなりますけども、例えば体調不良だとか何かで来れない時には、例えばファクスでも受け付けするだとかメールでも受け付けするだとかってというようなことを、こういうのを取り入れてくれないかってことを議会運営委員会のほうに議長宛てに出していただければ、多分議運のほうで諮られるんじゃないかなというふうに思いますので、そうすれば、横並びで、この件も同じ扱いになると思うんですね、そちらがオーケーであれば。でないと、これだけはこういう形っていうのはちょっと違うと思いますので、そういったふうでお考えをいただければと思います。

それから、あとは、通告書の受付ですね。

例えば、市政クラブさんと高志クラブさんは、定例会 1 日目の午後 5 時、公明党さんと青政会さんは定例会 2 日目の前日、2 日目の前日ってことは休会日ってことだね。これ、違うんだね、だから、すいません、間違えました。

ここは少し要検討ですけども、例えば市政クラブさん、この日程にされた理由というのは。

意 (10) 今日のようにですね、議案がこうやって 9 月は決算やなんかがあるんですけど、出されて、目を通してやれば、この定例会第 1 日目までに事務局に出すことによって担当部局のほうに渡るんじゃないかという。逆計算でやった日にちです。

問 (15) 市政クラブさんの通告書の受付で、定例会第 1 日目の午後 5 時までってなってますよね。そのあと、おおむね 9 日前の午後 5 時までってというのはどういう意味なんですか。

答 (10) 今回ので言ったほうがわかりやすいかな。9 月定例会で言うと、総括が本会議第 4 日目っていうことになるのと、本会議の開会が第 1 日目が 31 日の水曜日でいくと、そういう計算に、9 月で言えば。

委員長 9 日前というのは、総括質疑の 9 日前というぐらいの話ですよ。ということだと思います。

答 (10) 当然、定例会のあれによって、休日とかいろんな何か入るあれによって多少は違ってはきますけど。

意 (14) ちょっとうちの定例会 2 日目ちょっと表現がちょっと誤解されやす

いと思って。あくまで、定例会の1日目にありますね、上程が、その次の日ってことで、ちょっと書いてますので。

委員長 一般質問の初日ということじゃなくて。

意(14) ごめんなさい、そうじゃなくて。ごめんなさい、ちょっと書き方が悪かった。だから、あくまで、これ定例会の1日目の次の日の、ということ。

2日目になっちゃうと要するに一般質問になっちゃうもんで、よう考えたら。だからやっぱり1日目の次の日の午前中という。

委員長 はい、わかりました。

意(6) 私は一応、一般質問の2日目の前日の午前中ということでお願いします。

委員長 この定例会2日目というのは、一般質問の1日目ということですね。一般質問の前の日ってことですね。

意(6) 一般質問の前の日。

委員長 公明党さんは開会2日目ってことだね。

意(14) そうですね、そのほうがわかりやすいと思います。

意(6) 私は、定例会2日目の前日。

委員長 そうすると、ちょっとすいませんね、公明党さんの御意見で言うと、おおむね何日前なるのかな、そうすると。8日前ということか。

意(14) そうですね。

委員長 そう変わらないってことですね、市政クラブさんと。

意(14) というよりやっぱり上程で一応説明聞きますので。当然前もって説明会ありますけども。改めて初日の上程を聞いて、これもやっぱり大事だということは当然あると思いますので、変更が自分の中で。だから、そうなりとやっぱり、その日ぐらいは一日しっかりと自分の家はおかしいんですが、やっぱりちょっとじっくり検討した上で、次の日というふうに考えております。

「ということは、9月議会で言うと、31日に初日、1日の午前中ってこと。」と発声するものあり。

「日にちで言うと。」と発声するものあり。

「私の場合は、5日の午前中っていうことだね。」と発声するものあり。

委員長 だから、柴田委員の言われるのは、総括質疑の4日前ということですね。

意(6) そうそう、3日から4日間もあれば、別にね。どっちみち議案で上がる以上はそんな日にちはいらなと思いますし、そのくらいの説明くらい皆さん、ある程度予定はされとるもので、そんな・・・。

委員長 そうしますと、ちょっとこの通告書の受付のところだけ整理をさせていただきますけれども、市政クラブさんが、今定例会を例にとって日数で表しますね、取りあえず。

そうすると、市政クラブさんと高志クラブさんが総括質疑の9日前、公明党さんが総括質疑の8日前、それから青政会さんが総括質疑の4日前、それから、清風会さんが総括質疑の2日前か3日前ということですけども。結構日にちに幅がありますが、これも今日決定するわけではありませんので、何を中心に検討していただきたいかなということだけお伝えしたいと思いますけどもよろしいですか。

要は、質疑をするわけですので、質疑の検討時間がたくさんいるんだという考え方と、それから当局と、結局、打合せというわけではないですけども、こういうことについて聞きたいんだけどっていうようなことも当然、話をされるようなことがあると思います。そういった場合に、当局のほうがあまりに直前すぎてというようにことを気遣うところってのが必要なのかというところも含めて、どれぐらいが適正なのかなというところを御検討いただきたいと思います。

それと、もう一点は、先ほど15番の内藤委員が言われましたけども、やっぱり体調不良だとか様々なことがあるとすると、あえてその時に登庁しなければならないって理由を作らなくてもいいようなタイミング。通告するために、そのためだけに登庁しなきゃいけないってようなタイミングじゃなくって、

何かのついでに来れる、例えば定例会の初日だとか、例えば一般質問の初日だとかっていう時に通告書を提出するということにすれば、そうすれば、結局、そのためだけに登庁しなきゃいけないってことにはならないと思うんですよね。その辺も含めて御検討、再検討を皆さんそれぞれしてきていただければかなということをおもうんですけども。そんなとこじゃないですか、悩ましいところっていうのは。

意（10） 今の報告書の受付とか、通告の提出の仕方の書式っていうのは、ああいう一般質問じゃないか、ああいうような形態の書式に書き込むんですか。

委員長 それはまだ通告書の提出が決まって、例えば通告書の形をどうしましょうかというようなことまで、当然やっていかなきゃいけないもんですから。

ですから、今日の一番最後のほうでは、スケジュールを決定していくための、あくまで試験的な運用の決定になりますけれども、そのためのスケジュールも、おおむねこれぐらいの時期にこういうふうに行っていきましょうということをお話をするつもりでいますけど。

意（10） それも、徐々についていうことなんですけど、それで、あくまでも事務局に提出したら、個々の議員の通告書の内容は、そのまま当局のほうへ提出っていうことになるんですか。事務局は何か整理するというあれはないんですね。

委員長 事務局が整理するって、ここで言うと、このまとめのほうで見ていただくと、このスキームのところになると思うんですよね。

だから、ここも皆さん方それぞれ御意見が違うもんですから、ですから、その辺のところも、当然、こうやってやっていきましょうっていうことで決めていただければいいのかなというふうに思いますけどね。

それでは、そのあとですね、もう御意見が結構そろっているのが、回数、その前に順序がほうがいいか、順序ですね。質疑順ですけども、挙手にて発言というので大体そろって見えるんですけども、それについては、どうでしょうか。

例えば、前回じゃない、どこだったかな、どっかで、議長が発言したと思ったんですけど、結局、議案の順番にやっていくと。それを、結局、個人の順番でやると議案の行ったり来たりがあってわかりにくいということ、たしか議

長が前言われたことがあると思うんですね。

それを考えると、結局、この議案は、例えば質疑がありませんとか、この議案が質疑が4人いますとか、この議案は質疑が1人いますとかっていうことにはなると思うんですけども、議案の順番にやっていくということで、これはよろしいですよ、皆さん。

「賛成です。」と発声するものあり。

委員長 大丈夫ですよ。

それを踏まえた中で、通告順をどうするかっていうことで、通常、総括質疑は、挙手の議長の指名という形ですので、そういった形で多分これはほとんどの方がそうやっていってみえるところだと思うんですよ。

これについては異論がある方はみえますかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 挙手で議長の指名。

「同じ議案でね。」と発声するものあり。

委員長 そうです。だから議案順というのはもうさっき言ったように、議案の順番に総括質疑をやっていきます。

だから、例えば、議案第20号の総括質疑を始めますみたいな形でやります。

で、これもまた決めなきゃいけないんですけど、ある程度くくってるじゃないですか、例えば補正予算だとか、それから、今回の場合だと、決算はくくってますんで、一般議案とくくってやるじゃないですか。その辺のところは、一度、また皆さん方にも考えていただきたいんですけども、一般議案が例えば15個もあるとすると、そうすると結局行ったり来たりの世界がまた始まるじゃないですか。だから1議案ずつやってくということを前提に考えた場合に、挙手

をして、議長が指名するっていうことは非常にわかりやすいと思うんですけども、どうですかね。よろしいですか。

議長 すいません。日程表をいつも配らせていただいておりますけども、一括という方法ではなくって、1議案、日程1、2とずっと並べるという方法になると思いますけどもそうなりますと、そういう方法でいくということで決めていただければ、そのように設定をさせていただきますけども、事務方としてはそんなに問題ないんだね。事務方としてはそんな問題ないものですから、日程が細くなるということにさせていただきたいとありますが、そういう決定をされるなら、そのように準備をさせていただきます。

委員長 基本的に総括質疑の時だけ、そういう形でやればよいとありますが、よろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 じゃあ質疑順については、1議案ごと挙手にて議長の指名で発言という形を、これも決めさせていただきます。

方法は自席でこれもう全然問題ないと思います。あと、回数ですけれども、基本的にルールでいうと1議題2回までということになるんですけども、これについては。ほかに。市民の会さんは、あれがありませんけれども、よろしいですか、規則どおりで。

意(16) これは、もし変えるのであればすごく大きくほかのことにも影響するのかなと思ったので、規則のとおり。もし、ほかの方が変えてもいいよっていうふうになれば、大幅に変えていただくこともいいかと思うんですけど。取りあえずやるっていうことであれば、別に今まで規則どおりで規則以上のことは今のところはできないのかなと思っています。

委員長 それでは、高志クラブさんは、いかがですか。

意(5) 2回なら2回で。

委員長 よろしいですか。

清風会さんは、2回ということで、規則どおり。

意（7） 2回で。

委員長 じゃあ、回数も1議題2回までということで、これも統一的に皆さん方おっしゃってますけどもよろしいですか、それで。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 じゃあ、これも決定をさせていただきます。時間も特段制限を設けないということで。制限を設けないって言っても、同じ、繰り返しのような質疑にならないような形での質疑を普段から皆さん方していただいていると思いますので。

それから、次がそのスキームですけども、ここについてはいかがでしょうか、ほかのところを見られたところで。

先ほど言ったように通告書に関しては議長に提出という観点から言うと、当然事務局に通告書を提出するということが、ここまでは皆さんそろえていただくということになると思うんですけども。

申し訳ないですけど、僕がずっと思ってるイメージっていうのをちょっと言わせていただくと、一般質問のようなイメージじゃないんですよね。例えば議案第何号について質疑しますよというようなレベルでいいんじゃないかなという気がしてるんですけども。あとは、当局側がその議員さんにどの辺のところをという、議案の中身によっても、中身っていうか何ていうかな。結構、議案によってはすごく中の深い議案もあったり、それから、本当に、上の条例が変わったからここが変わったんですよみたいなものがあったりだとかっていろいろあると思うんですよ。

だから、そういうものを事務局がわざわざ聞き取るということは事務局の負担でしかないんですから、だから、この議案については、何々議員さんが質疑をしますよということを伝えるようなイメージで僕は見てるんですけども。

皆さん方ともし認識が一致していれば、そうすれば・・・。

「考え方、一緒です。」と発声するものあり。

「それでいい。」と発声するものあり。

「事務局の負担をなるべく少なくするために、聞き取りはいらんね。」と発声するものあり。

「聞き取りまではやらんでいい。」と発声するものあり。

委員長 それは多分する必要はないのかなっていう気するんですけど。当局側も、何とか議員さんが、ここで質疑するみたいってことが分かるということは、それはその中で何を聞くのとか、どういうふうに答えるのとかっていう話はこれはもうそれぞれで考えていただければいいのかなというふうに思いますけども。

先ほどお話ししたことを繰り返しますけど、わかりやすい議論をしていくってことになると、例えば当局のほうも、これを聞く前にこのことを聞いてもらっておいたほうがこれはわかりやすくなりますよとかっていうようなことができていくと非常にいいのかなって気がするんですよ。

それは結局、議案のことを議員も深く知ることになりますし、それを伝えやすくなるということになると思うんですよ。質疑っていうのは、当局を別に困らせるためにやるわけじゃないんだし、しっかりとその議案をやっぱり理解するための質疑というところを重要視すべきかなというふうに思うんで。そうするとスキームの中で事務局のほうに第何号議案の質疑をやるというようなところを提出する。

例えば、小嶋委員が3つについて総括質疑をするというのが提出されてますよっていうものを議長もわかって事務局もわかって、それで、そんな中で当局側が小嶋さんに向こうからアプローチがあるのか、それとも小嶋さんがこちらからアプローチするのかっていうのはこれも事務局も議長も関係なしにやっていたら、やらなければやらないでもいいですし、そういうような形でイメージされたほうがいいと思うんですけどよろしいですかね、これも。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 このスキームのところも通告書を事務局に提出をして事務局が取りまとめたものを当局側に出してという形でよろしいですか。

意（3） そのスキームでいいと思うんです、もちろん、賛成なんですけど、一つ確認が。

当然これに縛られるわけではなく、提出する前に当局さんに、実はこういったことを質問しようと思っているということを知り、出した後にまた聞いてもらうなりと、その辺は自由なわけですね。これを出すってこととは、別に。

「それは自由。」と発声するものあり。

「言ってる意味がよくわからない。」と発声するものあり。

意（3） これを出さないと、普段のように当局の窓口に行って、実はこんなことを質問しようと思ってるっていうのを、普段でも聞くじゃないですか、事前にちょっと難しい話だと。それは自由だということですか。

委員長 それはだって全然関係ない話なので。

意（3） いや、だからこのスキームに縛られて、このスキームどおりにやっていかないかんっていうわけじゃないっていうことを確認したい。

委員長 総括質疑をするためのスキームですから、だからその前に何を聞くか、何とかということはそう関係ないというふうに思いますけども。

意（3） はい、ありがとうございます。

委員長 スキームのところもこれでいいということで。時間はもう少しありますね。

それでは、無通告者の発言ですけれども、一応、関連質疑的な考え方を持ってやるっていうのと、それから委員会が当然あることなので、関連質疑はしないという意見であったり、ここのところはどうでしょうか。

意（8） 私はですね、実際に人の質問聞いってですね、これちょっとわか

らんかったで聞きたいなということが出てくると思いますので、それはこのところで言う関連だとか何だかんだちゅうところで、それは5分だとか何だかんだと書いてあるところありますけれども、それは逆に言って、無通告者には質問をさせないでっていうとそれは逆に言っとくと、いわゆる法律や何かに違反しちゃうじゃないかというような形に思いますもので、これはやっていただきたいと思います。

意(14)　　うちは総括質疑は、あくまでも大綱的な質疑であって、やっぱり個別の詳細な質疑というのは、やっぱこれは各委員会で行うという立場と僕は考えておりますので、それを全部が全部やり始めちゃうと、もう要するに各委員会で、例えばこの議案に関してはもう質問というか質疑する必要がなくなっちゃうという可能性もあるのでこれは。

だからそういった面でやっぱり、あくまでも総括質疑の立場はやっぱ大綱的なものに限るとというのが前提でこう書いておりますので、よろしくお願ひします。

意(8)　　今、小嶋さんが言われたのは、実際にその委員会に所属しとる人は質問できるけども、委員会に所属してない人は聞けないわけですので。それは委員会に入っとるのは自分が委員会で聞きゃいいんだけども、いわゆる委員会の所属議員以外がする時は、それが総括で質問するようなことだと思ってますので、それは無通告だから質問をさせないっていうのは、それはやめていただきたいと思います。

意(16)　　議会というのはですね我々が審議、熟議するっていうことが大事だと思いますので、そういう意味ではただ単に聞きたい人が通告したことしか聞けないっていうのは、それは熟議にはならないと思うんですね。やはりそうやって聞いたことに対してどうなのかっていうことを、また皆さんが議論する中で本当に賛成でいいのか、反対でいいのか、ほかに問題点がないのかっていうところがわかってくると思いますので、やはりそれは制約すべきではないと考えます。

委員長　ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

意(6)　　基本的には総括質疑は委員会別、要するに委員会の別の委員が出す

ことなので、そこに関係しとる委員の質疑等のあれはないと思うんだけど、そこら辺皆さん、御理解しておみえになるのか、そこら辺の関係です。

私は別に総務委員会なら福祉文教委員会、それから福祉文教委員会なら総務委員会の総括質疑をやればいいんだし。

私が考えてるのは、例えば、当初予算だとか決算の時に半々になるもので、そこら辺でかなりようけ出るのかなと思うんだけど、一般の補正予算関係はそんなにそう大して出てこないというふうに思っておりますので。

別に、私はそういったことを考えて、同じように2問で5分以内ということに余裕だけはもたしておるんですけど、別に総括質疑する人が忘れたからって、別にそれをその委員の人が別に質問する必要もないし、それはその委員会のほうで再度質問すりゃいいことであって、皆さんそういったことを忘れておみえになるのかどうかよくわからなけれど。

総括質疑というのは、基本的にはそういったことを前提で頭に入れていただいたほうが私はいと思いますけれど。だで、総括質疑は誰でも質問できるんだよという基本的なことを全部、最初から決めていくなら別ですけど、そういったことが前提にあるので、そんな大したあれじゃないと思います。

以上です。

委員長 ほかに。

意(15) 以前の総括質疑であれば、例えば、総務に入ってる方が総括質疑で総務の関係の議案で質疑をしたこともあるんです。

でも、だんだんそういうなんていうか、でもその方は総括質疑でざっとの話を聞いといて、また総務委員会で次の詳しいっていうか、多くの話をまた聞かれたわけですけども。本当に聞かなきゃいけない、早く聞かなきゃいけないっていうこともありますから、やっぱり何でも聞けるというのは、やっぱり基本だと思いますので、そうやってどんどん狭めていくっていうのはやっぱり、民主的な、そういう質疑のことからずれてくると思いますので。

やっぱりそういうことをきちんと押さえといて、一応、自分が入ってる委員会の関係でないやつを聞くということをやっつけていかないと、何でもやっぱりそういうふうに分けちゃってやれないっていうふうに決めていくのは、ちょっと

問題があるかと思います。

以前にはそういうことはしていませんでしたので、ただ、みんなそうやって協力をしてたまでの話で、聞かれた方も何人かありますし、そうやってやらなければ、本当の質疑にはなっていないと思います。

意（9） 何か話がだんだんまた元に戻ってるようなちょっと感じがすごくなるんですけど、そもそも総括質疑というものが今までどおりのものがあって、今回それを通告するのかもしれないのかっていう話だと思いますので、今回のこの今話をしている無通告発言に関しては、通告をしてない、かつ、その委員会に属していない方が関連で聞くっていう部分で今話をしていると思いますので、ちょっと何か話がだんだんだんだんそれてる感じがします。

僕としまして、市政クラブっていう形ですけども、普通に関連質疑を行うと1問5分以内というような形で僕はいいのかなと思ってるので、そこら辺のことにちょっと焦点を当てて話を進めたほうがいいのかなあというふうに思うんですけど。

委員長 一応ですね、常任委員会が高浜市議会にあって、委員会付託を基本とする議会運営という形でやってきていますし、今後もその形でやっていかれるというふうに思います。

委員会っていうのは、より深く、より細かな部分を、やっぱり質疑をして、回数制限もありませんし、より多くのことを、その議案の中身を引き出して、それに対して、きちんと検討して議決のほうに持っていくという形。そのための委員会なんですよね。

そうすると、当然、常任委員会の付託の関係がありますので、先ほど柴田委員が言われたように、自分の所属の常任委員会の付託案件ではない議案に対して総括質疑で聞くということが基本だと思います。

で、もう一つは小嶋委員が言われたように、大綱的な部分で聞く。高浜の場合は今は2委員会ですけども、昔は3委員会あったんですよね。そうすると、2委員会でも3委員会も同じなんですけども、結局、総括質疑を細かくやればやるほど、委員会でやるのがなくなってしまうんですよね。

だから、確かに、委員会は公開されてません。本会議は公開されてます、ラ

イブ配信もされてますし、そういう大きな違いもありますけれども、でも、このルールというんですかね、それを紳士協定的な部分を守らないと委員会の所属の意味がなくなってしまうんですね。

これ、突き詰めていくとどうなるかっていうと、例えば、じゃあ、この人数、だから正副議長を抜いて1委員会ですらどうですかっていう話になれば、委員会付託なしですね。

そうすると、でも、1議案に2回までしか質疑ができないという形になりますよね、委員付託がなくなれば。全員所属の委員会をつくれれば別ですけども。

そうするとまた違った形になりますんで。だから、そういうことを見据えた部分を考えて、一度、試験的にやってみましょうというのが、僕は、今回の通告制の総括質疑だというふうに思ってるんですよ。

このやり方を突き詰めていけば、この方向に持っていったほうがいいだろうというようなことが、今言ったようになっていけばさらなる改革につながるのかなという気がしますんで。

ですから、各それぞれの方々が一生懸命考えてこうやってプランを出してきてくれるものですから、そういうことを考えると、大綱的な質疑をできるだけ心がけるっていうのと、それから自分の所属の委員会ではない議案に対しての質疑をするというようなことに関しては、これは皆さん方、一致でよろしいですかね。

あとは、予算とか決算のことについては若干これ中身が変わってきますので、その辺のところは、改めてまた議論が必要なのもかもしれませんけれども。大綱的なところっていうもので、ある程度、総括質疑だからこの部分を聞くんですけどっていうようなところを重視すれば、予算でも決算でも十分な総括質疑ということはやれると思うんですね。細かい数字合わせみたいな部分に関してだとか、そういったものは、それこそ委員会にお任せするというような考え方を持っていないと、議会ってのは一人で動いてるわけじゃないですから、ですから、議会全体での話を、やっぱりしていくべきだというふうに思ってますので、そういったところをもう一度確認をしながら。

内藤委員が一番長く議会に見えるんであれですけど、昔、私が先輩議員に言

われたのは、昔は一般質問もできなかったという話も聞いたことあるんです。自分の所属の委員会の一般質問は遠慮しなさいというふうに言われた時代もあるということも聞いたことがあるんです。現実的に、どこまでが本当の話かは、私はその時代は知りませんのであれですけども。

意（15） 昔はできなかったって言われたって今言われましたけど、私はそんなふうには聞いてなくて、みんな聞けるというふうに聞いてます。

言われた方がいつごろの話を言われたかはわかりませんが、やっぱり、議会も地方自治法もどんどん変わってますし、より地元の声がきちんと、市なり町なりが地元の施策を行うように、皆さんの要望に沿って政策を行うように、また変わってますし。2000年ですか、国に対して意見書を上げることもできなかったのが、上げられるようになったっていうのもありますし、ほかにも2000何年でしたか、地方自治法が変わってますし。

そういう面では、やはりみんなの声がちゃんと議会に届くようになっていうふうには変わってきてると思いますので、あんまり、そういう、わからない話はなしにさせていただきたいと思います。

委員長 はい、失礼しました。

意（7） 先ほど委員長がおっしゃられた意識を、16人、全員の議員が意識を共通に持っていただければ、何かいい方向に行くのかなと思うので、そこら辺の意識の徹底を、皆さん持っていただけると良いかなあと考えております。

意（6） これ、ある程度もう決定して、例えば12月議会にやるというあれだったら、決定事項としてそのように動いてある程度やってたほうのほうがいいと思うんですけど。あまり細かいことを、みんなの意見聞いとるとなんか。そんなこといって、やるというふうにもう前提で決めとるだもんで、この中で、別に決めていけば、私はいいと思うんですけど、そこら辺どういうふうに考えておられるのか、まだやるつもりでおられるのか、議会改革を。何回かやるつもりでおられるのか、それとももう12月から一応やるということでしょう。そこら辺、ある程度決めておられるだもんで、もう受付だとか、そういった報告書の提出だとか、そういったことはもう決定されたほうのほうがいいじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺、どういうふうに考えておられるのか。

意（14） 僕、今の柴田委員の話と大体同じなんですけども、ある程度もうここで話も大分出てきました。あとはちょっと言い方わかりませんが、あとは、いろんな今意見をまとめてもらって、委員長のほうで、こういった案でやりますよというのを出してもらっても僕はいいんじゃないかと思えますので。それでやっていくということで。でないといつまでもこれ決まってこない。何回でも何回でも、平行線で。

委員長 一応ですね、今日もうこれ1時間超えますんであれですけど、今日の段階では、通告書の提出と、それから発言順序と回数とスキームと、ここは一応決定されたじゃないですか。通告書の受付の締切りですよ。この部分と無通告者の発言をどうするのか。

この二つに関しては、非常に大事なところで、意見も大分食い違っているところもありますので、現段階が。ですから、ここに関しては、次回までに、もう少し、ここ皆さん方の考え方を一応ここに書いてありますので、これで、どこなら寄り添っていけるかなというところを見ていただいて、それで決めていければなあというふうに思っています。

12月から試験的な運用という形になりますので、そうすると、一番最低で、11月の22日の議運が告示の議運になるものですから、それまでの間に決定をしていかなきゃいけないと。だから、ここで決定すると駄目ですからね、議運で決めなきゃいけないですから、ここでは素案として議運に投げさせていただいて、議運でもう一度、話をさせていただくという形になると思いますので、スケジュール的にはそんなイメージで考えていただければなあというふうに思います。

一応、事務局のほうに、今日の議論を踏まえた結果の部分を作って、皆さん方にまたタブレットで配信をさせていただきますので、それでもって見ていただいて、また、会派を超えた中で話をさせていただいて、何とかこっち寄りにしようとか、ああしようこうしようって話をさせていただけるとありがたいんですけども。その辺のところも、ぜひとも進めていただければと思います。

ほかに御意見のある方、いらっしゃいますか。

意（9） 先ほどのスキームのどこなんですけど、基本的には9月なり、試験

的にやるのか12月から導入でもいいんですけど、基本的には、事務局、議長さんに提出をさしていただいて、当局のほうから各議員のほうに、それぞれ回答なり、この質問の趣旨と意図は何ですかみたいな、そういう聞き取りがある。

で、通告を基本的にはしてない方は、質疑は基本的にできないよと、ただ関連の部分では、質疑をしていこうよっていう整理でいいんですよ。先ほど何かその事前に職員のほうへ行ってとかっていう話もあったので。職員のほうでの聞き取りはそれぞれでしてもらえばいい話であって、しっかり議事録に残すべきような質疑に関してはしっかりと通告をしていただくっていう理解でいいんですよ。通告なくてもいいって話じゃないですよ。

委員長 ですから無通告者の発言をどうするかっていうところは、これはもう一度持ち帰っていただいてということになりますから。

スキームのところに関しては、事務局に通告書を持って通告していただくということ。それを事務局のほうに取りまとめて、この議案に関しては、何番議員、何番議員が通告が出てますというようなことを当局側に伝えるということ。

あとは議員さんのほうからアプローチするのか向こうからアプローチがあるのかわかりませんし、何もないかもしれませんが、一応、それぞれ、例えば議員のほうも分かるじゃないですか、この議案は、4人手が挙がると。そういうようなことも分かるわけじゃないですか、こちら側も。向こう側もそれは分かるわけじゃないですか。それだけでもやっぱり随分と違う話になると思うんですよ。

だから、極端な言い方ですけども、実際、これを通告制の総括質疑が始まって総括質疑をやるという場面を想像していただくと、例えば、小嶋委員が通告してて、私も通告してて、小嶋委員が先に発言されたとしましょうね、質疑を先にされたと、自分と同じ質疑だったと、通告したけども、もう手を挙げないという、多分そういう選択肢になってくると思うんですよ。

今、皆さん方に考えてきてくださいねって言ってるのは、反対に、小嶋議員が何か総括質疑で質疑をしたときに、自分は通告してないけども、これについてはこのことをもう少し聞いとかないとまずいぞというようなことが出た場合にどうしますかって。これは無通告者の発言なんですよ。その辺のところを

委員会のほうで、それをお任せするという話でいいのか、そういったところも含めて考えていただきたいということです。

それでは、一応、通告書の受付締切りと、それから無通告者の発言について、どういうふうにしていくかということを再度、御検討いただくようお願いいたします。

それ以外のところは、今日、決まったもので作らせていただいて、事務局のほうで、このまとめを書き直して出させていただくような形をとりたいと思いますけども、それでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 で、9月は定例会もありますし決算委員会もありますので、定例会の時には、議会改革の委員会は、ちょっと控えさせていただこうかなと思いますけどもよろしいですか。

もう10月は確実にやらないと12月の試行的運用に間に合いませんので、その辺のイメージで進めていければと思います。

それでは、ほかに何かありますか。よろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは次回の議会改革はまた追って御連絡をさせていただきます。

本日の案件はこれで終了とさせていただきます。

以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後4時02分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長